

株式会社における株主と 経営者の原理的考察

松 田 正 彦

はじめに

資本主義の歴史の中で、ことに現代の資本主義の歴史の中で株式会社の占める位置と役割はまことに大きい。この株式会社を原理的に説くとしたら、それはどのように論じられ説明されるであろうか。もともと原理論は、商品経済的な論理だけで説けるものを説く、あるいは説き得るところまでは説くというものである。つまり、現実の経済的事象の中で、ある経済的関係や機構が原理論の対象の範囲に入るかどうかは、それが商品経済的論理によって説き得るか否かによって決まるといってよい。そこで、株式会社が原理論の対象としてどのように論じられるかという問題も、それが商品経済的な論理によってどこまでどのように説かれ得るかという問題だといつてよいだろう。

株式会社は商品経済的な論理によって説き得るものであり、原理論の対象となり得るものであると考えられるのだが、ただその考察においては、次のような検討すべき問題が存在する。それは、株式会社も資本概念で括れる以上は資本運動の主体的な担い手が存在するはずであるのに、その存在を明確に特定するのが容易ではない、という問題である。これは、株式会社における資本家的主体の問題でもあるし、その主体が有する支配力の問題でもある。株式会社のこの主体と支配の問題を、原理的にどのように特定し論ずるかという点に、検討すべき課題があるわけである。

そこで、株式会社の原理的考察を行うに際して、便宜上、その主体と支

配の問題を先に取り出して検討を加えることにしたい。本稿においてまずこの問題の原理的解明を行っておくことにし、次いで稿をあらためて株式会社の原理的な展開自体を論じることにはしたい。

1. 北原 勇の「会社それ自体」論における所有の問題

現代の株式会社を見ていると、あたかも会社そのものがその運動機能上における主体であるかのように見えることがある。実際、会社それ自体が株式会社の主体であると積極的に説く論者もいる。たとえば北原勇氏がそうである。株式会社を考察するうえで、氏の説く「会社それ自体」という考え方は興味深いものである。また、この考え方を検討することによって、株式会社の主体と支配の問題もより深く考察できるように思われる。そこで、北原氏の『現代資本主義における所有と決定』¹⁾によって、氏の説明する「会社それ自体」論をまず検討することにはしたい。

北原氏は「近代資本主義を特徴づける産業資本の一形態としての株式会社を一般的に問題とする」として、以下のように「株式会社一般について」²⁾ 議論を展開する。まず、「株式会社の必然性が資本主義の特質と運動法則そのものにある」と述べ、「株式会社の論理的必然性」³⁾を、資本における「必要資本量の増大傾向」⁴⁾と「無休の継続的自己増殖を要求する資本の本性」⁵⁾とによって説明する。そのうえで次のように論じているのである。「株式会社は、個人企業はもちろんのこと、合名会社や合資会社とも異なる、特有の所有構造をもつものである。したがって当然のことながら、株式会社はこの所有構造に適応した意思決定と業務執行の仕組みをもつ」⁶⁾。そこで、「これらの諸特徴について、形式と実質の両面から考察する」⁷⁾、

1) 北原 勇『現代資本主義における所有と決定』岩波書店、1984年。

2) 同上、83頁。

3) 同上、84-85頁。

4) 同上、85頁。

5) 同上、88頁。

6) 同上、92頁。

7) 同上、92頁。

と。そして北原氏は、それを以下のように説明するのである。

「株式会社では、複数の出資者＝株主によって出資されたそれぞれの資金（＝潜在的資本）が結合されて1つの資本となり、現実資本として貨幣資本→生産資本→商品資本→……と形を変えつつ自己の価値増殖を無限に繰り返していくことになるのであるから、この現実資本を構成するさまざまな形態の資本＝さまざまな企業資産は、本来、出資者＝株主の共同所有物にほかならない。株式会社におけるこの共同所有は、法律上はつぎのような特有の形式を与えられている」。

「すなわち、複数の出資者＝株主の共同所有である企業資産は、『法人格』を認められた『会社』という単一主体による所有という形式をとっており、したがって企業資産にかんするあらゆる権利・義務（企業の債務をふくむ）はすべて、単一主体たる会社に帰属するという形式をとっている」。

「それゆえ、個々の出資者＝株主は、会社資産に対して直接的権利をもつのではなく、法人の一構成員としての資格において間接的権利をもつという形式をとる。すなわち、会社資産の管理において、株主は直接それを行う権利をもたず、株主団体＝株主総会の決定に参加する権利＝間接的権利（いわゆる『共益権』）をもつ。また会社の運営から発生した利益・損失については、株主は直接の権利・義務をもっておらず、会社に対し利益配当請求権、残余財産分配請求権など（いわゆる『自益権』）をもつ。／

「このような株式会社における共同所有にかんする法律上の形式と表裏の関係として、一方では全株主の有限責任原則と、持分＝株券の自由譲渡が法的に保証され」ている。／

「株式会社は企業資産を単一的意思のもとにおいて運営する必要がある——結合資本が1つの資本として運動する以上この単一意思による支配は不可欠である——が、株式会社において、共同所有者たる株主の意思を統一して『会社意思』を決定する仕組みは、株主総会として制度化

されている」。

「会社の業務執行にかんする意思決定と実行については、株主総会で選任された取締役の合議体である取締役会が業務執行上の意思決定を委任されて担当し、この決定の実行は、取締役会が選任した代表取締役および最高経営職員がこれを担当するということになっている。これは、株主総会の構成員たる株主が非常に多数になるうえ、株券譲渡によって日々交替しうるのに反し、企業活動は単一意思のもとで継続的に遂行されねばならないという関係の、制度上への反映である」⁸⁾。

以上のように、北原氏は株式会社の所有と決定について、まず、主として法律上の「形式」によって説明している。すなわち上記の内容を整理すると、①株式会社では、複数の株主によって出資された資金が結合されて1つの資本となるのだから、その企業資産は本来、株主の共同所有物である。②しかし、「法律上」は、企業資産は会社という単一主体による所有という形式をとり、そのため株主は企業資産に対して「間接的権利」をもつという形式をとる。③株式会社は、1つの資本として運動する以上単一意思による支配が不可欠なので、企業資産を単一的意思のもとに運営する必要がある。④また、企業活動が単一意思のもとで遂行されねばならないということから、企業の業務執行上の意思決定は株主総会で選任された取締役の合議体である取締役会が委任されて担当し、その決定の実行は取締役会が選任した代表取締役および最高経営職員が担当することになる。

以上のような株式会社における「法的形式」に対して、北原氏はさらにその「実質的な内容・関係」⁹⁾を次のように論じる。

「株式会社による所有という法的形式を必然化した現実を考えると、この法的形式自体のなかに、すでに株主の所有権の実質の一部が失われ、その反面、『会社それ自体』による所有が一定の実質をそなえているこ

8) 同上、93-94頁。

9) 同上、95頁。

とがふくまれているのである」。／

「結合資本における出資者の所有（権）の実質を問うばあい、問題の核心となるのは出資戻しの可否であり、次に会社の意思決定や企業管理に対する出資者各人の意思の反映可能性であり、さらには企業利益の取得可能性である」。／

「個人企業のばあいには、投資家たる企業家は企業資産に対する占有・使用・処分権を完全にわがものとしている。彼は一たびある分野に投下した資本を引上げ、他の分野へ投下することも自由である」。／

「これに対し、株式会社では、各出資者は自己の出資による企業資産・現実資本の一部に対して、それを自分の意思によって引上げ、他の用途にむけるといふ自由は全くもっていない。……すなわち、企業資産・現実資本の自由な占有・使用・処分の権利は、個々の出資者の手から永久的に離れ、別の主体である会社に移っているのである。もちろん、株主は株券の譲渡・売却および会社の意志決定への参加の権利をもっているが、これらは右の株主の所有（権）の実質的破損を完全に補い代位するものではない。なぜなら、株券の譲渡は、出資持分に量的にのみ相当する資金の回収であって、出資された企業資産＝現実資本の一部そのものに対する引上げ・処分とは質を異にするものである。また、会社の意思決定への参加といっても、このような出資持分引上げ＝企業資産の一部の引上げを封殺されたうでの参加である以上、それは一般的に——持株の多少にかかわらず——かかる引上げ権を背景とする強い発言権とは質を異にしているのである」。／

「企業利益の取得の面からみても、株主の所有（権）は十分なる実質をそなえてはいない。……企業利益の全部が配当として株主に配分されない可能性——その一部が内部留歩その他へ回される可能性——がふくまれている点、注意しなければならない。……企業利益すべてが出資＝株式割合に比例して自動的に株主のものとなるのではないという点が肝要である」¹⁰⁾。

10) 同上, 96-99頁.

このように、北原氏は、先の「法的形式」における株主の企業資産に対する「間接的権利」からさらに進んで、「実質的な内容・関係」においても「株主の所有（権）の実質的破損」を説いているのである。北原氏が述べているその根拠となる論点を整理すると、①株式会社において、株主は株券の譲渡・売却を資金の回収として行うことはできるが、企業資産そのものに対する引上げ・処分はできない。②企業資産・現実資本の自由な占有・使用・処分の権利は、個々の出資者の手から離れ、会社に移る。③また、会社の意思決定への参加においても、株主は企業資産の引上げを封殺されているため、この引上げ権を背景とする強い発言権をもたない。④企業利益の一部が内部留歩等へ回される可能性があるので、企業利益のすべてが株主のものとなるわけではない。

以上のように、北原氏は「株主の所有（権）の実質的破損」あるいは「株主の所有権の実質の一部が失われ」る事態について、その発生する根拠を説明している。だが問題は、「株主の所有」がはたして北原氏のいうように「破損」ないしその「実質の一部が失われ」と考えてよいか、というまさにその点にある。

北原氏は、まず、株式会社の「現実資本を構成するさまざまな形態＝さまざまな企業資産は、本来、出資者＝株主の共同所有物にほかならない」と述べたうえで、「法律上」の「形式」としては、企業資産は「会社」が所有し、株主は「間接的権利」しかもたないと述べていた。また、株式会社は統一された1つの資本として運動する以上、企業資産を単一意思のもとに運営する必要があるとも説明していた。

以上は主に「法律上」の「形式」として示されていたのだが、それが「実質」としてもあてはまると北原氏は主張しているわけである。すなわち、「株式会社による所有という法的形式を必然化した現実を考えると」、一方で株主の所有権の「実質」の一部が失われ、他方で「会社それ自体」による所有が「実質」をそなえることになる、あるいは「株主による実質的所有の内実のほとんどが失われ会社それ自体にそれが帰属するようになる」¹¹⁾

11) 同上、96頁。

と説くのである。したがって、上述の「法的形式」として述べられていたことは、「実質」の内容としても妥当するという主張とみてよいであろう。そこでは、株主は企業資産を所有しない、それを所有するのは株式会社である、と説明されている。これはその通りであろう。企業資産は株式会社における個々の工場設備、原料品や貨幣、商品といったものであるが、複数の株主の出資による結合資本である以上、個別の株主がそれぞれの資産を所有しているのかは特定できないし、そういう問題自体をたてることにもあまり意味がない。しかし、運動している結合資本全体に対する所有の持分としてなら、株主の所有を問題にすることができるであろう。株主は資産は所有していないが、結合資本を抽象化して1つの全体と捉えればその一部を所有している、あるいは、株式会社という運動体としての資本についてその持分を所有している、ということ是可以である。

北原氏は、資産についてのみ問題にしているので、株主は「所有権の実質の一部」を失ったと主張するのである。この企業資産については、北原氏の言うように、株式会社が1つの資本として運動する以上、「企業資産を単一の意味のもとにおいて運営する必要がある」ということはいってよいだろう。そこから便宜上、個々の企業資産は株主ではなく、株式会社の所有という形式をとることになる。株主もあるいは経営者も、資産に対する所有という形式をとれない以上——経営者は出資者ではないのだからはじめから所有の権利を持ちえないが——、株式会社という擬人化した単一の主体による所有という形式をとらざるをえないのである。企業資産は「形式的」に「会社それ自体」の所有になるということはいってよいだろう。それに対して、株主は「実質的に」、運動体としての資本全体あるいは会社全体についてその持分を所有するのである。

しかし北原氏はさらに、株主の所有について「問題の核心」となるのは、「出資払戻しの可否」であるとしていた。すなわち、「株主は株券の譲渡・売却……の権利をもっているが」、これは「株主の所有（権）の実質的破損を完全に補い代位するものではない」というのであった。「なぜなら、株券の譲渡は、出資持分に量的にのみ相当する資金の回収であって、出資

された企業資産＝現実資本の一部そのものに対する引上げ・処分とは質を異にする」からだというのであった。しかしこれも、株主は企業資産を所有せず、資本を所有すると考えれば、「企業資産＝現実資本の一部そのものに対する引上げ・処分」のみを「引上げ」の問題としなくてもよいことになる。つまり、「株券の譲渡・売却」は、資本の所有持分が株式証券という商品形態をとることによって販売されることであるから、その方法によって出資分を貨幣形態によって「引上げ・処分」することができるといってもよいわけである。また、株式証券が資本の所有持分を商品化し販売可能な形態にしたものである以上、株主はその商品——資本の所有持分——をもともと販売する前に所有していたと考えるべきであろう。

また北原氏は、「株主は……会社の意志決定への参加の権利をもっているが」、それは「出資持分引上げ＝企業資産の一部の引上げを封殺されたうえでの参加である以上、それは一般的に——持株の多少にかかわらず——かかる引上げ権を背景とする発言権とは質を異にしている」と主張し自説を補強していた。しかし、たとえ企業資産の「引上げを封殺され」ていても、「持株の多少」によっては「強い発言権」を株主は持ち得るであろう。経営が不振に陥った場合などには、株主は「強い発言権」を行使することがあるだろうからである。あるいはまた、「強い発言権」の獲得自体を目的に「持株」を「多」くすることもあり得る。つまりそれによって、「会社の意思決定や企業管理に対する出資者……の意思の反映可能性」を高めることができるのである。したがって株主の意思決定参加の論点から所有の実質を問題にすることはできない。ただ「強い発言権」を株主が「一般的に」は持ちえないとするのは認めてよいであろう。しかしそれは、株主の分散化と株主と経営者との間における支配力の保有バランスの問題である。この支配力の問題は後段で論じることにした。

北原氏はさらに、企業利益の一部が内部留歩等に回され、すべての利益が株主のものになるわけではない、と論じていた。しかし、株主は株式保有の利益を配当からのみ得ているわけではない。それ以外にも、株式の転売によって生ずる価格差の取得や意思決定権の獲得に関係して生ずる利益

も存在するであろう。したがって、企業利益の一部が内部留歩等に回されることによって、もしそれらの利益が増大するのであれば、株主に関しても配当による利益取得の関係から所有を問題にすることはできないわけである。

次いで北原氏は、「企業資産が……株主の意思の完全支配下からはなれたものとなっている」¹²⁾ということから、「会社それ自体」の独立性について論じている。すなわち、「この株主の所有から欠落した実質は、他の誰にでもなく、法形式上の企業資産の直接的所有者たる会社自体に移る以外にはない」。「株式会社の企業資産は、株主の意向のいかんにかかわらず、また出資者の交替がどう行われようとも一切の影響をうけない、独立の、そして分裂したり一部脱落したりすることのない完全に1つの融合した資産のかたまりとなるし、会社はかかる資産を永久に自己のものとし、資本として占有・使用する1つの独立した所有主体となっているのである。会社資産は各株主の出資によって形成されたものではあるが、株主の完全所有下からはなれて一定の独立性を獲得し、この関係を基盤として、会社自体も株主からの一定の独立性を獲得するのである」¹³⁾、と論じる。

企業資産が株式会社に所有されるのはその通りであり、そういう意味では会社は「独立した所有主体」となっている。しかし、企業資産が「株主の完全所有下からはなれる」にしても、株主は資本を所有しているのだから、株式会社に対して持株の大小に応じた影響力を、あるいは自己の利益にとって最終的に必要になった場合の影響力をもつといてよい。また企業資産の株式会社による所有というのも、便宜上の形式である。むしろ、「会社自体」が株主から「一定の独立性を獲得する」のは、株主の分散化と経営者による支配のためだと考えられる。そこで、次に「会社それ自体」論では株式会社における支配の問題をどう捉えているのかを、みることにしよう。

12) 同上, 100頁.

13) 同上, 100頁.

2. 「会社それ自体」論における支配の問題

北原氏は、まず、株式会社の支配の問題を次のような視点から論じる。

「株式会社をして資本制企業として運動するように、自己の意思をおしつけている存在は株主（一般）である。本来、株式会社は、一定程度の配当と株価の維持（上昇）を期待した株主の出資という意思的行為によって成立したものであり、株主のこの出資行為こそ会社に営利を目的として行動することを義務づけ、会社資産に資本としての自己増殖活動をなさしめるようないわば遺伝子と始動エネルギーを付与するものにほかならない。これによって会社が資本家的な魂＝意思をもつことになるといってもよい」。／

「次に注意しなければならないのは、以上にみた総体としての株主がその意思を会社に押しつけるのは、あくまで『制約』としてであって、これが『支配』のすべてではないという点である。すなわち、それは結合資本の『価値増殖』という一般的な目的を会社に押し付け、その方向ないし枠の中で企業活動を行うよう制約するものであって、この制約のもとで、より具体的な企業活動にたいするコントロールは、会社自体がその機構をつうじて行うのである。株式会社における『支配』は、間接的な所有主体である株主による『制約』と、直接的な所有主体たる『会社それ自体』によるコントロールとに分裂することになる。『支配』はこの両者の総体として理解されねばならない」¹⁴⁾。

以上の北原氏の説明を要約すれば、次のようになる。①株式会社をして資本制企業として運動するように自己の意思を押しつけているのは株主である。②しかし、株主がその意思を株式会社に押しつけるのは、「制約」としてである。③この「制約」のもとではあるが、より具体的な企業活動

14) 同上、118-120頁。

における「コントロール」は、「会社それ自体」がその機構を通じて行う。
④したがって、「支配」は株主による「制約」と「会社それ自体」による「コントロール」とに分裂する。

北原氏は、概念上、「支配」を「制約」と「コントロール」とに分けており、その「制約」と「コントロール」の意味の違いを次のように説明している。「『支配』とは、一般に、ある主体がある対象をして自己の意思に服させることである」が、「対象をして支配者の意図どおりに、あるいは意図に沿うように運動させる仕方の『支配』がコントロールである。これに対し、対象の運動範囲を限界づける仕方、すなわち、一定の枠内では自由な運動をゆるすが、この枠を越えることは許さないという仕方、あるいは、その運動に大まかな方向づけだけを与え反対方向の運動はゆるさないという仕方の『支配』もある。これらはコントロールと区別して『制約』（コンストレイント）と呼ばれる」¹⁵⁾。

したがって、北原氏によれば、株主が「制約」としてその意思を押しつけるというのは、「大まかな方向づけだけを与え」、「その枠内では自由な運動をゆるすが、この枠を越えることは許さないという仕方」によるということになる。これはその通りであろう。株主が資本の所有——この点は企業資産の所有を問題とする北原氏と理解が違うが、ともかくそれ——に基づいて支配するのは、このような仕方であろう。このような仕方になる理由は、複数の株主には複数の「意思」が存在するため、株式会社の単一意思に対しては共通の利害である「価値増殖」という「大まかな方向づけ」だけを与えるにとどまらざるをえないからである。したがって、それと「具体的な活動にたいするコントロール」とを区別するという考え方は妥当であろう。ただ、株主がその意思を押しつける相手は「会社」ではなくて、経営者なのではないだろうか。株主による「制約のもとで、より具体的な活動にたいするコントロール」を、つまり「対象をして支配者の意図どおりに、あるいは意図に沿うように運動させる」という、この「コントロール」を実行する主体は経営者なのではないかと考えられるのであ

15) 同上, 26-27頁。

る。

株主が自己の意思を押しつける相手は、その代理として「業務執行上の意思決定を委任され」る経営者であろう。そして、経営者は株主から「委任」された代理人として、その「制約」のもとで「具体的な企業活動にたいするコントロール」を行うのである。ただ、経営者が「対象をして支配者の意図どおりに……運動させる」という自らの「意図」による「コントロール」を実行しうるのは、彼が株主の代理人だからというわけではない。代理というのは、株主の利害関係を受けてそれにそって行動するという意味で、北原氏のいう株主の「制約」を受けるとい側面が強い。それは、「コントロール」のような積極的で主体的な支配力をもたらすことにはならないと考えられる。しかし、この「コントロール」という支配力の問題は後に論じることにしよう。結局、株式会社における「支配」が「制約」と「コントロール」とに「分裂する」という北原氏の捉え方、および株主の支配が「制約」という仕方であるという捉え方は、同意できるといってよいが、「コントロール」を行う主体について、それが「会社それ自体」ではなく「経営者」ではないかという点で、北原氏と私は考え方を異にするのである。そこで、北原氏は経営者をどのように捉えているかを、次に見ることにしよう。

北原氏は、株式会社における経営者について次のように論じている。

「巨大会社の個々の株主達から失われる力は一体誰の手に移るのであろうか。現象的には、その会社の経営者に移るように見える。」／

「しかしながら、経営者とはそもそも何者なのか、また彼の行使する力の本質は何かを考えると、株主たちの失う力・所有の内実を、経営者が直接に、また彼ら個々人の手に奪うとは決して言えないことが、明らかである。すなわち、経営者とは会社の内部機構たる経営管理組織の最上部に位置する存在であり、その位置にあるかぎりにおいて、その職務として当該会社の企業活動全般をコントロールする最高権限をもつと同時に、第三者に対し会社の代表者として最高責任を負う者である。彼が

何を根拠にしてその地位を獲得するかはともかくとして、その地位あつての経営者であつて、経営者がその地位を創造するわけではない。その地位を創るのも、その地位に力を与えるのも、会社に結集した結合資本である。そしてこの結合資本にふくまれる力こそ経営者がその行使を委任されている力なのだ。……この力が、経営者の職務権限として会社機構上の地位そのものに属し、経営者個々人に帰属しえないことは、ひとたびその地位から離れた経営者が直ちにその力の大部分を失ひ、彼にかわつてその地位についた新経営者が旧経営者と同じように力を行使するという関係からも明白である」¹⁶⁾。

以上の北原氏の説明を整理すると、次のようであろう。①「株主達から失われる力」は経営者の手に移るわけではない。②というのは、経営者は会社の経営管理組織の最上部に位置する存在であるが、その地位あつての経営者であつて、経営者がその地位を創造するわけではない。③その地位を創るのもその地位に力を与えるのも、会社に結集した結合資本である。④この力が経営者個人に帰属しないことは、その地位から離れた経営者がその力を失うことから明らかである。

北原氏の説明の、まず「株主達から失われる力」とは何であつたらうか。株主の所有が実質として失われ、その支配力が「コントロール」ではなく「制約」として消極化するということであろう。だが、所有の対象が北原氏と違って企業資産でなく、運動体としての資本のそれ全体についての持分と考えれば、所有の実質が失われたことにはならない。しかし、株主の意思が複数に分散することによって、支配が「制約」というように消極化するということは認められる。したがつて、「株主達から失われる力」をそのように解釈したうえで、その力がどこに行くかということが問題だとしてみよう。北原氏は、それは経営者ではないと言う。経営者が力があるのは、「会社の内部機構たる経営管理組織の最上部」の「地位」についているからにすぎないと述べる。その地位を離れば、その力を失うではな

16) 同上、190-191頁。

いかというのである。しかし、経営者は「経営管理組織の最上部」の「地位」によってその株式会社を代表し、「企業活動全般をコントロールする最高権限をもつ」といっても、その「地位」が経営者たる彼を創ったわけではないであろう。もともと経営者の属性を内的に有していた彼が、その「地位」を利用することによって「コントロール」する力を発揮したと考えるべきだからである。したがって、「コントロール」する力は「地位」にではなく、経営者にもともとあったと言うべきであろう。株式会社の代表たる「地位」を利用することによって発揮する力であるから、その「地位」を退けばその力を失うのは当然であって、そのことをもって経営者に「コントロールする」力がないということは言えないのである。

しかし、北原氏の考え方によれば、「株主達から失われる力」は経営者に行かないとされているので、それはどこに行くかということが問題となる。北原氏はそれを次のように論じている。

「では、個々の株主達が喪失する力はどこに行くのであろうか。それはほかでもなく『会社それ自体』である。……株式会社という企業形態においては一般に、『会社それ自体』による所有という形式が成立しており、その形式は株主の所有から失われていく実質・力がすべてこの『会社それ自体』に移転・凝集せしめられていく仕組みをなすものであって、多かれ少なかれ一定の実質をふくむものであった」¹⁷⁾。／

「『会社それ自体』は企業資産の形式上の直接的支配者たるにとどまらず、……実質的な所有主体であり、かくして企業活動にたいする支配主体でもある。といっても、法人である『会社それ自体』は、自然人の媒介によって、あるいは自然人の肉体を借りることによって、はじめて自己の意思と意識を形成し、またそれを実際の行動に移すことができる。これを可能にするのが、会社の内部機構としての経営管理組織である。この組織の中枢に位置する最高経営幹部トップ・マネジメントは、当該企業の最高戦略を決定し、管理組織を統括して、企業活動全般を実際に

17) 同上, 191頁。

コントロールする役割を果たす存在である」¹⁸⁾。／

「実質的所有主体として成熟した『会社それ自体』によるコントロールは、専門的経営者によるコントロールという形をとることになるのである」¹⁹⁾。／

「経営者は、……基本的には『会社それ自体』による巨大な結合資本の所有にもとづく支配力の行使を代行する存在であり、彼らが行使する力の源泉は、この『会社それ自体』による所有に内在するものである」²⁰⁾。

以上の北原氏の説明を整理すると、①株主達が喪失する力は「会社それ自体」に行く。②「会社それ自体」は企業資産の実質的な所有主体なので、企業活動に対する支配主体にもなる。③しかし、法人である「会社それ自体」は自然人の肉体を借りることによって、はじめて自己の意思と意識を形成し、またそれを実行に移すことができる。④これを可能にするのが株式会社の経営管理組織であり、その中枢に位置する最高経営幹部が企業活動全般をコントロールする役割を果たす。⑤したがって、「会社それ自体」によるコントロールは、専門的経営者によるコントロールという形をとる。⑥だが経営者は、「会社それ自体」の支配力の行使を代行する存在であり、彼らが行使する力の源泉は、この『会社それ自体』による所有に内在するものである。

以上のように北原氏は、「会社それ自体」が企業資産の「実質的な所有主体」であることから、それは企業活動の「支配主体」ともなると説明している。「会社それ自体」が企業資産の「所有主体」であるのはその通りだとしても——ただし、北原氏と違って形式的な所有主体だと考えられるが、それはともかく——、その「会社それ自体」が企業活動の「支配主体」でもあるというのには、疑問を感じる。この場合の支配は北原氏の言う

18) 同上, 121頁.

19) 同上, 192頁.

20) 同上, 193頁.

「コントロール」であろう。したがって、「対象をして支配者の意図どおりに……運動させる」というものである。元来それ自身は人間が作り出した機構である「会社それ自体」が、いったい主体性の発揮である「意図」をどのようにもつのであろうか。資産の「所有」の場合は、複数の株主が個々の資産の所有を特定できないうえに、仮に個別の株主がその所有を主張して一部の資産を引き上げてしまうと、他の株主が不利益を被るという事態になるため、株主全体の商品経済的利益を維持し増大させるという点から、形式的に株式会社に所有させるという方法をとらざるをえないのである。この形式的な所有という方法には、主体性の問題は生じないといつてよい。それに対し、企業活動における「支配」の問題には、他者を「意図どおりに……運動させる」という実質的な主体性の問題が含まれることになる。

北原氏自身も、「『会社それ自体』は、自然人の媒介によって、あるいは自然人の肉体を借りることによって、はじめて自己の意思と意識を形成」と述べているのであり、「自然人」である人間でなければ積極的な「自己の意思と意識」を形成できないといつてよい。北原氏は、「会社それ自体」は「自然人の肉体を借りる」と表現しているが、「自然人」は単に「肉体を借り」られるだけの存在であろうか。むしろ彼が主体的に「意図」をもち企業活動をコントロールしていると考えerべきではないだろうか。勿論、北原氏の言うように、経営者は経営管理組織の中枢に位置することによって、その支配力を発揮しえるわけだが、それはもともと彼の内部に存する商品所有者的さらには資本家的属性がその地位を利用することによって十分発揮しえたということではないだろうか。つまり、「会社それ自体」が人間に資本家的属性を注入するというわけではないのであって、逆に人間がその商品経済的な主体的属性によって「会社それ自体」を機構として成り立たせていると考えられるのである。確かに、経営者が経営管理組織によってコントロールする力を得ているようにも見えるのだが、それは逆に、経営者が自己の資本家的主体性の発揮ないし現実化に役立つものとして「会社それ自体」という機構を形成・維持しているということをも、

前提にしているのである。したがって「支配者の意図」というのも、「会社それ自体」という機構にもともとあって、それが経営者に注入されたわけではないといってよい。機構ないし組織体は人間が形成するものであるから、その組織体に意図があるように見えるとしたら、それはその組織体を形成し支えている人間にもともとあったものが、そうした機構ないし組織体を利用することによって発揮され現実化したことの現象と考えるべきなのである。それでは、機構ないし組織体としての株式会社において、経営者と株主はどのような関係にあるのだろうか。その問題を次に、山口重克氏の所説²¹⁾によって考察することにしよう。

3. 株式会社における経営者と株主の関係

山口氏は、まず結合資本における法人概念について次のように論じている。

「結合資本を構成する資本の所有主体は、多かれ少なかれ不断に変動することになる。……このようにして生じる構成主体の変動は、この結合資本と取引関係があり、与信なり貸付なりによって債権を保有することになっている経済主体にとっては重大な問題となる」。

「資本は主体的契機と一体的なものであるから、債権もとりあえずは主体である個々の資本家にたいするものといってよいが、その構成が不断に変動するとすれば、債権を具体的な個々の主体と直接的に結びつけていたのでは、債権の保全がきわめて不安定になるわけである。こうして、結合資本にたいする債権保有者の側から、結合資本の新たな主体として、永続的、安定的な一種の擬制的な責任主体の設定が要請されるという問題が生じることになる。擬制的な資本主体としてのいわゆる法人の登場である」²²⁾。

21) 山口重克「経済的諸関係と行動主体」(『経済評論』日本評論社、1984年10月号。所収)。

22) 同上、14-15頁。

みられるように、山口氏は「債権保有者の側から」、結合資本に対して「擬制的な責任主体の設定が要請される」としている。それはあくまでも「擬制的な資本主体」であって、その点で北原氏の「会社それ自体」とは異なっており、そのようなものとして「法人」を論じている。そして続いて、この「法人」と経営者との関係を次のように説明している。

「このようにして法人という主体の観念が形成されても、実際の行動は自然人の主体によるほかないことはいうまでもないであろう。……この実際の経営主体が、集合体として一種の抽象的な存在になっている資本所有を代表し、ゴーイング・コンサーンとしての資本の擬人的主体としての法人資本の事実上の主体的契機となっているようにみえるかもしれない。実際にそのように理解している説もあるようである。しかし、それは単純な混乱ないし錯認でしかないといってよい。実際の経営主体は所有から単に直接的な機能を委任されているにすぎず、個別所有主体の利益に適っているかぎり、資本の主体的契機を便宜的に代表しているにすぎないのであり、主体はあくまで個人所有資本家（団）なのである」²³⁾。

以上の山口氏の説明を整理すると、①「法人という主体の観念」が形成されても、実際の行動は「自然人の主体」によるほかない。②そのため、経営主体が「資本所有を代表」し、「擬人的主体としての法人資本」の「主体的契機」となっているようにみえる。③しかし、経営主体は所有から直接的な機能を委任されているにすぎず、「所有主体の利益に適っているかぎり、資本の主体的契機を便宜的に代表しているにすぎない」。④したがって、主体はあくまでも個人所有資本家である。（みられるように、山口氏は、株式会社、株主、経営者という用語は使用せず、結合資本、所有主体、経営主体という用語を用いている。しかし事実上、両者は対応する概念であると思えるし、前者の用語を使っても山口氏の主張を誤って理

23) 同上、15頁。

解することにはならないと思えるので、以下では本稿の前段との接合という理由から、山口説に関する議論においても前者の用語を用いることにする。)

山口氏は、以上の中で、「擬制的な資本主体」としての「法人」の「主体的な契機を便宜的に代表」しているのは経営者であるとしても、しかし資本の主体はあくまでも株主だと論じている。たしかに経営者が株主から「直接的な機能を委任されている」という意味で、株主の代理をしているかぎりでは、その場合の主体は株主とってよいだろう。しかし、株式会社という法人が、たとえ擬制的ないし形式的な主体であっても、資産を所有しそれに基づいた機構を形成して、一定の機能を果たす組織体となっている以上、それを代表する経営者はその機能をコントロールするものとして主体としての契機を有するものとなっていると考えられる。

経営者は、株主の代理と法人という組織体の代表という二重の役割をもつことになる。代理という場合は、株主という主体の意思を反映した企業活動をしなければならないであろう。その点からは経営者の主体的契機は「制約」されるといってよいだろう。それに対して、法人の代表という場合は、自らの意思によって、株式会社という組織体の活動全般に対する独占的な決定権と支配力を有することになるであろう。したがって、その点からは、経営者は自らの意思に基づく主体的契機が強められているといってよいであろう。そこで、自然人である株主の代理という要因と法人である株式会社の代表という要因のどちらがどれだけ相対的に強いかによって、経営者の主体的な契機の強さが決まると考えられる。

次いで、山口氏は株主の側からの規制について以下のように論じている。まず、結合資本の内部に、「資本の直接的な機能の仕方なり経営方針なりに積極的な関心」があってその「機能にコミットする資本」と、そのような資本機能に無関心であったり「非自発的に機能から排除され」たりして、資本機能に「コミット」しない資本という「資本の分化」²⁴⁾が生じるとしたうえで、次のような説明を行っている。

24) 同上、14頁。

「結合資本内部での各資本家の分化のあり方によっては、諸所有主体の機能意志の単一化の過程でそれぞれに多かれ少なかれ不本意性が残り、かつその単一化された意志と資本の現実の機能行動との間には大小様々の不一致が生じることは避けられないであろう。こうして、多少ともこの不一致を容認せざるをえないということになると、所有は経営にたいして究極の決定力は保持しているとしても、その規制は事実上かなり緩いものにならざるをえないことになろう。……このように資本所有からの規制が多少とも弛緩するかぎりでは、直接的な機能主体の所有主体からの相対的独立、すなわち経営者の資本家からの相対的独立が生じるということはいいうるであろう」²⁵⁾。

みられるように、山口氏は株主の「分化」によって、株主からの「規制は事実上かなり緩いものに」なり、経営者の株主からの「相対的独立」が生じると説いている。ここでの「分化」は「機能にコミットする」株主と「コミット」しない株主の「分化」であるが、それによる「不本意性」なり「不一致」なりは、「所有主体が複数の場合には、機能意志は抽象的には所有主体の数だけあると考えられるから、機能意志の単一化のために所有主体相互の間で調整が必要となる」²⁶⁾ という意味での、単一意思実現の困難性に起因するものと思われる。結局、複数意思を単一意思に調整する困難性から株主からの規制が緩くなるのであって、それは株主の代理という経営者の役割から生ずる株主からの支配が弱まることであるといつてよいだろう。そしてこの事態は、経営者における法人の代表という要因を相対的に強めることになるといつてよい。その結果、株主の「分化」と単一意思への調整によって、経営者の主体的契機と「相対的独立」性が強められることになるわけである。

25) 同上, 16頁。

26) 同上, 13頁。

結 語

北原氏は、株式会社の主体は株主でもなくあるいは経営者でもなく、「会社それ自体」であると論じていた。だがもともと、現象的には「会社それ自体」に支配力があるように見えているのであり、北原説はその現象が実質的内容でもあると結論づけているわけである。それは、「会社それ自体」に支配力があるように見える事態の原理的解明として、納得の行くものであろうか。

山口氏は、法人は擬制的主体であり、所有主体である株主が株式会社の実質的な主体であるとしていた。ただ、株主からの規制が緩むことによって、経営者にも主体的契機が保有されることになることを説明していた。したがって、北原氏が法人に主体的な支配力があるとしたのに対して、山口氏は自然人に——株主と経営者であるが、前者により比重があるものとして——主体的支配力があるとしていたのである。北原説において、「会社それ自体が主体だというのは、「会社それ自体」に自然人である株主や経営者がコントロールされているということであろう。それは、人間が自ら形成した「会社それ自体」に、人間自身が支配されているように見えるという特殊な構造だといってよい。商品経済社会では、個々の経済主体は商品所有者的属性、さらには資本家的属性をもつことになる。商品経済的経済人の内部に存在するそれらの属性が、個々の商品経済的利益を追求することによって株式会社という機構ないし組織体を発生させ維持存在させているといえる。それに人間が支配されているように見えるというのも、それがそれぞれの人間の商品経済的利益に合致している限りでのことである。

したがって、究極的には自然人である株主と経営者とが株式会社の主体であり、支配力を有すると考えられる。しかし、株主の複数意思を単一の機能意思に調整する問題によって、株式会社の現実的機能執行者である経営者に対する株主の規制が弱まることになり、結果的に経営者の株式会社における代表者としての立場が代理者としての立場より相対的に強まることになる。結局、株主と経営者という両主体が法人としての株式会社を成

立させているといつてよいのだが、両者にとってそれぞれの資本家的利益が促進されるかぎり、経営者の側にコントロールする主体としての地位が強まることになると考えられるのである。